平成２８年（フ）第１２０号
福岡県飯塚市太郎丸987番地（前住所　福岡県筑紫野市大字常松303番地３　エアリーＡ101号）
債務者　上野　繁樹
1　決定年月日時　平成29年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部
平成２９年（フ）第５号
長崎県長崎市赤迫２丁目19番１号
債務者　舛屋　　龍
1　決定年月日時　平成29年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係
平成２８年（フ）第３０８号
大分市生石１丁目４番６号
債務者　川野　純惠
1　決定年月日時　平成29年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２８年（フ）第４６４号
鹿児島県鹿児島市薬師２丁目７番19号プランタンリジェールＢ－103号
債務者　八田　光世
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係
平成２８年（フ）第４６６号
鹿児島県鹿児島市照国町11番24―902号
債務者　桑原理恵子
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係
平成２９年（フ）第４号
鹿児島県鹿児島市坂之上８丁目18番１号
債務者　髙橋　　恵
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続廃止

平成２８年（フ）第２４４号
兵庫県加古川市西神吉町岸716番地の98
破産者　株式会社Ｎｅｗ　Ａｇｅ
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部
平成２８年（フ）第４１号
栃木県矢板市針生78番地12
破産者　田中　　衛
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部
平成２８年（フ）第８１号
富山県射水市坂東105番地
破産者　フルノサッシ工業株式会社
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部
平成２７年（フ）第６１号
岐阜市加納永井町１丁目13番地
破産者　有限会社呉羽
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所
平成２８年（フ）第３３６号
静岡県浜松市中区元城町223番地の１
破産者　株式会社ＹＡＴＡＩコーポレーション
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係
平成２８年（フ）第８１２号
愛知県愛西市落合町中通65番地の１
破産者　有限会社トライ
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２８年（フ）第９６５号
名古屋市千種区茶屋が坂１丁目９番25号
破産者　株式会社朝日写植
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２８年（フ）第１４７５号
愛知県東海市荒尾町油田６番地２
破産者　株式会社船住総業
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２８年（フ）第６号
三重県多気郡多気町大字五佐奈字八重谷432番48　特別養護老人ホーム多気彩幸内、住民票上の住所三重県多気郡多気町土羽398番地、元住所三重県多気郡多気町仁田706番地７介護老人保健施設みずほの里内、三重県多気郡明和町大淀2229－１、大阪市浪速区大国３丁目１番14号　三光園ビル303号
破産者　森井　俊雄
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部
平成２７年（フ）第４６０３号
大阪市淀川区西中島６丁目９番27号
破産者　サン電気設備株式会社
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部
平成２８年（フ）第２８６４号
大阪市生野区鶴橋１丁目10番14号
破産者　有限会社エースクラフト
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部
平成２８年（フ）第４２２４号
大阪市東成区東小橋２丁目８番８号２階
破産者　合同会社Ｖ－ｓｐａｃｅ
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部
平成２８年（フ）第７０８号
堺市北区中百舌鳥町２丁50
破産者　株式会社光建築工房
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２７年（フ）第３４３号
神戸市灘区城内通３丁目３番５号
破産者　株式会社わぎゅうや
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部